

財団法人宮崎県環境整備公社寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人宮崎県環境整備公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮崎県宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物並びに市町村から処理を受託した一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の処理を行うとともにその他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、本県の優れた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業の経営に関する事業
- (2) 一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の処理についての市町村からの受託事業に関する事業
- (3) 第1号の処理業及び前号の受託事業を行うための施設の建設に関する事業
- (4) 廃棄物の処理についての調査研究に関する事業
- (5) 廃棄物に関する知識の普及啓発に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産、周辺環境整備基金及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 周辺環境整備基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 第4条第6号に掲げる事業のうちセンター周辺地区の環境整備や地域活性化のための事業支援に要する費用に充てることを指定して補助又は寄附された財産

(2) 理事会で周辺環境整備基金に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

(区分経理)

第11条の2 第4条第1号から第3号までの事業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の9各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 顧問

(顧問)

第13条 この法人に顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 2人以上4人以内
 - (3) 常務理事 2人以内
 - (4) 理事 8人以上20人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
 - (5) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
 - 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項については、理事長があらかじめ指名する他の理事が理事長の職務を代理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経た順序により、その職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第18条 役員に報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第5章 理事会

(種別)

第20条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 定例理事会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があつたときは、その請求の日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員10人以上20人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第16条及び第17条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、第16条及び第17条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて、法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

(評議員会の開催及び招集)

第32条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

2 第24条の規定は、評議員会の招集に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「前条第2項第2号」とあるのは「第32条第1項第2号」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替え

るものとする。

(評議員会の議長)

第33条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第34条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員の議決)

第35条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第36条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 第29条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、宮崎県に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、この法人の設立の許可のあった日（平成7年3月31

日) から施行する。

- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第14条第2項及び第3項並びに第30条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項及び第30条第4項の規定にかかわらず平成9年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成12年3月31日）から施行する。
- 2 この寄附行為の変更後、新たに理事に選任された理事の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成13年3月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成15年9月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成18年5月18日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、宮崎県知事の認可のあった日（平成21年4月7日）から施行する。
- 2 この寄附行為の変更後、新たに理事に選任された評議員の任期は、第30条第4項において準用する第16条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。